○関東地方整備局告示第三百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十三日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
深谷市東方字境堀二七六番一から前橋市田口町字下田尻一二二番一まで	前	BA	七・一〇〇～一〇七・〇〇〇メートル	五二・九四〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	七・一〇〇～一〇七・〇〇〇メートル	五二・九四〇キロメートル	
			二二・〇〇〇～一九四・〇〇〇メートル	四〇・五三四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十三日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
安中市原市二丁目字鍛冶村一二七九番六から同市字八本木一四一〇番一まで	前	一六・四〇～一九・〇〇メートル	〇・〇二七キロメートル	
	後	一六・四〇～四七・四〇〇メートル	〇・〇二七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十三日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
安中市松井田町五料字梨子ノ木一二六七番一から同市松井田町五料字梨子ノ木一二八四番まで	前	一二・九〇～一八・七〇メートル	〇・〇二一キロメートル	
	後	一二・九〇～一八・七〇メートル	〇・〇二一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十三日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
草加市新善町字甚蔵一五五番一地先から春日部市水角字古川一二二六番一まで	前	BA	二一・〇〇～二〇・〇〇メートル	一四・〇二〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	二一・〇〇～二〇・〇〇メートル	五七・〇〇一四・〇二〇キロメートル	
			一二四・四〇〇～五九一三		

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第三百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十三日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	越谷市大成町八丁目二四八六番から同市増森二丁目一九三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年七月十三日

○九州地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十三日　九州地方整備局長　岡本　博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十七号及び二百五十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
雲仙市千々石町丙字小久保一九九番一から同市千々石町丙字品垂り二五三番四まで	前	八・八〇～四六・五〇メートル	〇・五五六キロメートル	
	後	一〇・六〇～六〇・〇〇メートル	〇・五二四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十一号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十二年六月二十八日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式について認定をしたので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十二年七月十三日

九州地方整備局長　岡本　博

認定日：平成22年６月28日

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合する：流量調整型嫌気濾床・担体流動循環生物ろ過方式

製造者の住所・氏名	福岡県福岡市中央区平尾３丁目１番３号　大管工業㈱ 代表取締役　中島　肇
工場の所在地及び名称	鹿児島県薩摩川内市勝目町字山口田6314番地１　大管化成工業㈱

認定番号	浄化槽の名称
9—10—H—001	ダイカン浄化槽　DTT10—5型
〃　001—1	〃　DTT10—7型
〃　001—2	〃　DTT10—10型